

御杖村一時保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

御杖村一時保育の実施に関する条例施行規則(平成 22 年御杖村規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「1 ヶ月 14 日以内」を「1 ヶ月につき 14 日以内」に改め、同項第 2 号中「1 ヶ月 14 日以内」を「1 ヶ月につき 14 日以内」に改め、同項第 3 号中「1 ヶ月 2 日以内」を「1 ヶ月につき 4 日以内」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。